

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月25日
【事業年度】	第26期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
【会社名】	株式会社メガロス
【英訳名】	MEGALOS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大橋 充
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南二丁目4番4号
【電話番号】	(03) 5720－7500
【事務連絡者氏名】	取締役 小林 利彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南二丁目4番4号
【電話番号】	(03) 5720－7500
【事務連絡者氏名】	取締役 小林 利彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	13,694,509	13,927,498	13,927,976	14,382,186	14,639,788
経常利益 (千円)	419,516	322,693	212,051	362,483	170,518
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	206,053	72,254	△489,096	154,096	62,663
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,425,177	1,431,441	1,431,441	1,439,906	1,467,896
発行済株式総数 (株)	3,816,400	3,830,300	3,830,300	3,847,800	3,894,200
純資産額 (千円)	5,178,728	5,192,702	4,677,867	4,805,700	4,877,118
総資産額 (千円)	16,836,198	16,762,344	18,300,606	17,916,636	17,388,571
1株当たり純資産額 (円)	1,353.53	1,350.81	1,213.12	1,240.08	1,245.38
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	5.00	14.00	4.50
(うち1株当たり中間配当額)	(10.00)	(10.00)	(一)	(7.00)	(3.50)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	54.15	18.90	△127.69	40.11	16.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	53.83	18.81	—	39.84	16.06
自己資本比率 (%)	30.7	30.9	25.4	26.6	27.9
自己資本利益率 (%)	4.0	1.4	△10.0	3.3	1.3
株価収益率 (倍)	18.47	53.97	—	34.98	88.45
配当性向 (%)	36.9	105.8	—	34.9	27.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,148,940	1,015,395	1,298,637	1,649,627	990,444
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△586,375	△410,221	△1,435,128	△754,478	△351,716
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,066,198	△594,589	268,648	△964,578	△526,055
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	254,709	265,293	397,451	328,021	440,694
従業員数 (名)	395	414	423	496	496
(外、平均臨時雇用者数)	(510)	(519)	(440)	(406)	(409)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第24期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第24期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第24期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2【沿革】

年月	事項
平成元年3月	野村不動産(株)が開発する鶴川緑山住宅地内(東京都町田市)に、カルチャー(文化)とフィットネス(健康)をテーマにしたコミュニティー施設「鶴川緑山倶楽部」(現 メガロス緑山倶楽部)を運営することを目的とし、その運営母体として野村不動産(株)100%出資子会社、(株)エヌ・エフ・クリエイティブ(現 当社)を設立。 東京都新宿区西新宿に本社を設置。
平成元年11月	東京都町田市に鶴川緑山倶楽部(現 メガロス緑山倶楽部)を出店。
平成5年7月	フィットネス事業及びスクール事業への本格的な参入に当たり、(株)ピープル(現 (株)コナミスポーツ&ライフ)と業務提携を締結。
平成7年3月	埼玉県草加市にメガロス草加店を出店。
平成9年3月	神奈川県大和市にメガロス大和店を出店。
平成10年9月	東京都八王子市にメガロス八王子店を出店。
平成13年3月	東京都立川市にメガロス立川店を出店。
平成13年4月	(株)メガロスに商号変更。
平成13年9月	東京都武蔵野市にメガロス吉祥寺店を出店。
平成13年10月	神奈川県横浜市保土ヶ谷区にメガロス横濱店を出店。
平成14年3月	東京都小金井市にメガロス武蔵小金井店を出店。
平成14年6月	神奈川県横浜市神奈川区にメガロス神奈川店を出店。
平成14年7月	東京都町田市にメガロス町田店、千葉県柏市にメガロス柏店を出店。
平成16年4月	東京都北区にメガロス田端店を出店。
平成16年10月	東京都調布市にメガロス調布店を出店。
平成17年4月	愛知県名古屋市千種区にメガロス千種店を出店。中京地区へ初出店となる。 東京都立川市にメガロスプラシア立川店を出店。
平成17年5月	コナミスポーツ(株)(旧 (株)ピープル、現 (株)コナミスポーツ&ライフ)との業務提携を解約。
平成17年6月	千葉県市川市にメガロス本八幡店を出店。
平成17年7月	神奈川県横浜市港北区にメガロス綱島店を出店。
平成19年3月	東京都墨田区にメガロスプラシア錦糸町店(現 メガロス錦糸町店)を出店。
平成19年11月	埼玉県さいたま市浦和区にメガロス浦和パルク店を出店。
平成19年11月	ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成20年4月	神奈川県横浜市青葉区にメガロス市ヶ尾オーキッド店を出店。
平成20年9月	東京都渋谷区にビヴィオ恵比寿店を出店。
平成20年10月	静岡県浜松市東区にメガロスガーデン浜松店を出店。
平成21年3月	神奈川県川崎市宮前区にメガロス鷺沼店を出店。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場。
平成22年5月	東京都武蔵野市にメガロス三鷹店を出店。
平成22年11月	ビヴィオ恵比寿店(東京都渋谷区)の営業を停止。
平成23年2月	本社を東京都渋谷区に移転。
平成23年3月	営業停止していたビヴィオ恵比寿店をメガロス恵比寿店の名称にて新たに営業を開始。
平成23年9月	東京都葛飾区にメガロス葛飾店を出店。
平成23年12月	神奈川県横浜市港南区にメガロス上永谷店を出店。
平成25年5月	神奈川県相模原市南区にメガロス相模大野店を出店。
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場。
平成25年12月	メガロス緑山倶楽部(東京都町田市)を閉鎖。
平成26年1月	東京都板橋区にディオス24成増店を出店。

3【事業の内容】

当社は、フィットネスクラブ、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール、空手スクール等のスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売を行っており、平成26年3月31日現在、首都圏を中心に直営店27店舗のスポーツクラブを展開しております。

当社の店舗形態は、その基本的な構成要素の観点から概ね4つに分類され、フィットネスジム、スタジオ、プール及びテニスコートで構成される店舗が9店舗、フィットネスジム、スタジオ及びプールで構成される店舗が14店舗、フィットネスジム及びスタジオで構成される店舗が2店舗、並びにフィットネスジムのみで構成される店舗が2店舗あります。それぞれ出店地域の市場性や競合施設の状況により、地域マーケットに対応した会員種類、会費の設定を行っております。

プールなし店舗（4店舗）を除き、施設規模は床面積が約900坪から2,000坪と大型であり、浴室、ラウンジ等を備えるほか、施設によってゴルフレンジ、エステ等の多数のアイテムを用意しているため、会員は来館者数が多い場合でも、空いているアイテムを選択し、施設利用を楽しむことができるようになっております。また、床面積が大型であるため、設備の入替えによって新たなトレーニングプログラムを実施するスペースを設置する等、施設内のサービスポートフォリオの組換えが可能であり、顧客ニーズに柔軟に対応することができます。さらに、施設が大型であるため、視認性が高く、地域への浸透度が高いという効果もあります。

政府は、国民の健康づくり運動を様々な角度から推進しており、国民の健康に対する関心はますます高まっております。特に中高年層を中心に普段から健康を維持していこうとする「予防医療」へ関心が寄せられ、病気を予防するための「運動」への需要が高まっています。それに対応するため、当社では「倶楽部100®」を展開し、100歳になっても元気であるための健康講演会、トレーニング会などを実施することにより、中高年層向けのサービスの充実を図っております。

なお、当社ではフィットネス部門、スクール部門及びプロショップ部門別に売上高を認識しており、各部門の内容は、以下のとおりです。

<フィットネス部門>

- ・フィットネスジム、スタジオ、プール、ゴルフレンジ等を利用することができる、主に大人を対象とした会員制フィットネスクラブの会費に基づく売上高から構成されている部門です。会員種類（フィットネス会員）には、利用可能な時間、曜日等、お客様のニーズに合わせたものを用意しております。

<スクール部門>

- ・スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール、空手スクール等、各種スクールの会費に基づく売上高から構成されている部門です。子供を対象としたスクールには、スイミングスクール、テニススクール、空手スクール等があり、スクール生の年齢・技術レベル等に応じて、各種クラスを用意し、きめ細やかな指導を行っております。また、大人を対象としたスクールには、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール等があります。

<プロショップ部門>

- ・営業店で主に会員向けに行っている、スポーツ用品等の販売に基づく売上高から構成されている部門です。

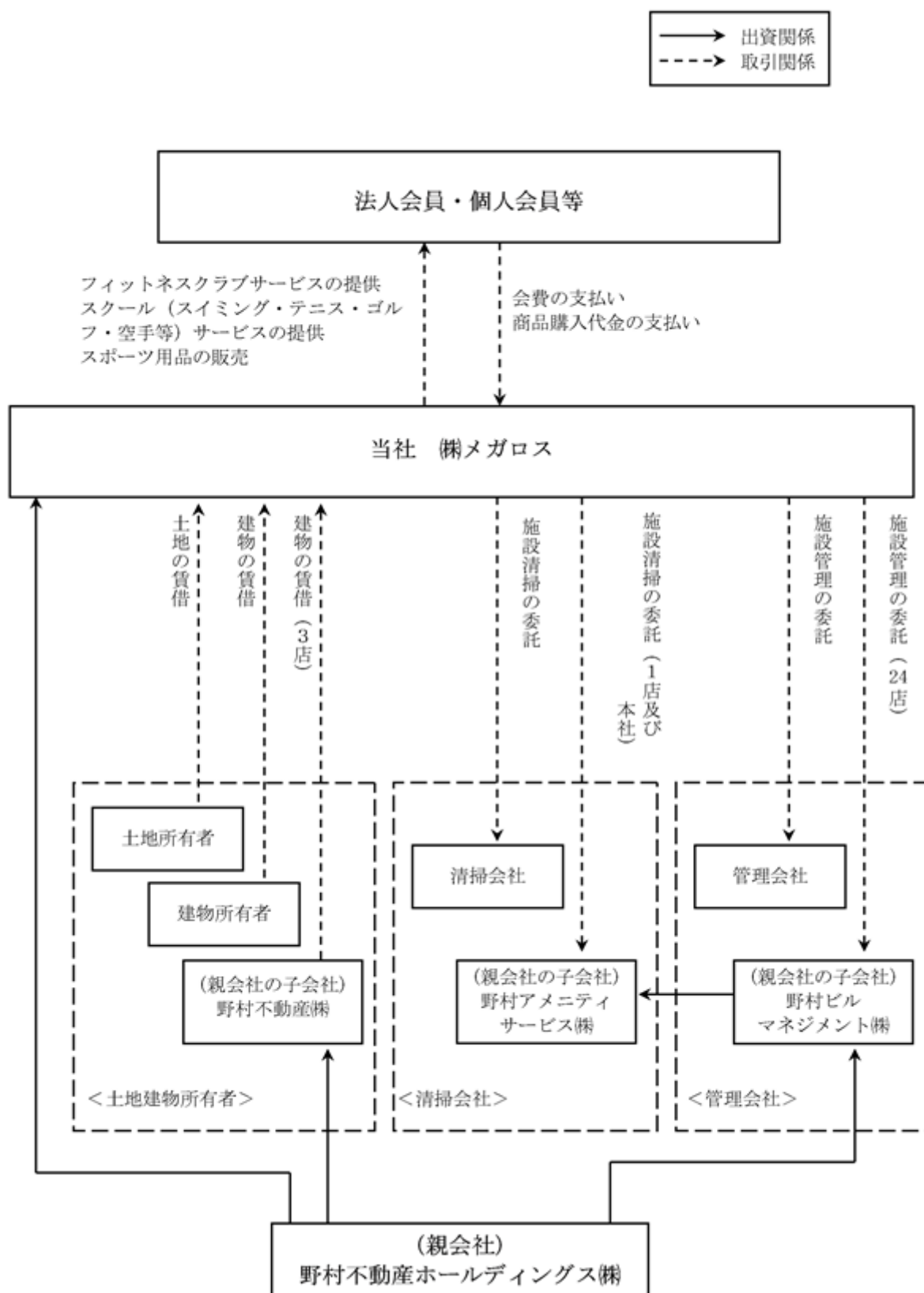
○過去5年間の会員数・店舗数の推移

	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末
会員数	128,365名	127,707名	133,033名	132,196名	141,564名
店舗数	23店舗	24店舗	26店舗	26店舗	27店舗

当社の親会社は、野村不動産(株)を中心とする企業グループにおける純粋持株会社であります野村不動産ホールディングス(株)で、同社は当社の株式を54.02%保有しております。野村不動産ホールディングス(株)とは事業上の取引関係はありませんが、野村不動産ホールディングス(株)の子会社のうち次の3社との取引があります。野村不動産(株)より店舗3店（内1店舗は平成26年1月に建物賃貸借終了）の建物賃借、野村ビルマネジメント(株)に店舗の施設管理業務を委託、野村アメニティサービス(株)に店舗および本社の清掃業務を委託しております。なお、野村ビルマネジメント(株)は親会社の子会社である野村リビングサポート(株)と合併し、平成26年4月より野村不動産パートナーズ(株)となりました。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合(%)	関係内容
(親会社) 野村不動産ホールディングス(株)	東京都新宿区	116,024	不動産関連事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社事業活動を支配、管理する業務	54.02	役員の兼任3名

※野村不動産ホールディングス(株)は、有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
496(409)	31.9	7.2	4,296,949

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、()内に年間の平均人員(アルバイトについては、月間164時間換算)を外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、経済政策や金融政策の効果が下支えするなかで一部景気回復の動きが見られましたが、消費税率引上げに伴う消費者マインドへの影響も懸念され、不透明な状況で推移しました。

一方、当スポーツクラブ業界は健康ビジネスの需要拡大を背景として緩やかながら回復の兆しが見え始めているものの、企業間の競争により依然として厳しい経営環境にあります。

このような経営環境の中、当社は当事業年度前半に会員数の不足により業績予想の修正をいたしました。広告宣伝の強化と若年層を対象とした新規会員種別の増設や会員紹介キャンペーンの実施により新規会員の獲得に努めてまいりました。併せて会員の定着を図るため、新規入会者サポートの強化、新規プログラムの導入や倶楽部100[®]（健康で生きがいのある人生を楽しみたい方が集うクラブ内サークル）懇親パーティー、メガロスマスターズ（水泳大会）、メガロス歴史ウォーク等の各種イベント等の実施に取り組みました。また、品質維持向上のための人材育成等も積極的に行ってまいりました。

施設面では以下の施設についてリニューアル工事を実施し、設備の入替えやトレーニングマシンの刷新等を行い、店舗のクオリティの向上に努めてまいりました。

<リニューアル実施店舗>

メガロス柏店	（千葉県柏市）	平成25年8月
メガロス武蔵小金井店	（東京都小金井市）	平成25年12月
メガロス町田店	（東京都町田市）	平成25年12月

また、出退店につきましては平成25年5月に「メガロス相模大野店（神奈川県相模原市）」を新規出店し、平成25年12月に「メガロス緑山倶楽部（東京都町田市）」を閉鎖いたしました。

その他、あらたな事業機会への取り組みとして24時間営業の小型フィットネスジム「ディオス24成増店（東京都板橋区）」を平成26年1月に新規出店し、店舗数は平成26年3月31日現在、首都圏に25店舗、静岡県に1店舗、愛知県に1店舗、合計27店舗となりました。

以上の結果、会員数は平成26年3月31日時点で前事業年度末比9,368名増加し141,564名となり、当事業年度の売上高は14,639百万円（前事業年度比1.8%増）となりましたが、会員獲得のための広告宣伝費の増加及び水道光熱費の継続的な単価上昇、また、メガロス相模大野店及びディオス24成増店の新規出店に伴う開業経費の負担により、経常利益は170百万円（前事業年度比53.0%減）、当期純利益は62百万円（前事業年度比59.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末（平成26年3月31日）における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、440百万円となり、前事業年度末と比較して112百万円の増加となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、990百万円の資金の増加（前事業年度比659百万円減）となりました。これは主に、減価償却費を計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、351百万円の資金の減少（前事業年度比402百万円増）となりました。これは主に、有形固定資産を取得したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、526百万円の資金の減少（前事業年度比438百万円増）となりました。これは主に、借入金を返済したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は、フィットネスクラブ、スイミングスクール、テニススクール、ゴルフスクール、空手スクール等のスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売を事業としているため、生産及び受注の内容は記載しておりません。

(1) 部門別売上高

部門		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
		金額（千円）	構成比（％）	前事業年度比（％）
フィットネス部門		9,752,795	66.6	+2.9
	スイミングスクール	1,670,378	11.4	+3.2
	テニススクール	1,061,644	7.3	△2.1
	その他のスクール	581,661	4.0	△0.9
スクール部門合計		3,313,684	22.6	+0.7
プロショップ部門		749,983	5.1	△2.7
その他の収入（注）3		823,326	5.6	△2.6
合 計		14,639,788	100.0	+1.8

- （注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 割合については、小数点第2位を四捨五入しております。
3. スポーツクラブ施設に付帯する駐車料金、プライベートロッカー等の収入であります。

(2) 部門別会員数

部門		当事業年度末 (平成26年3月31日現在)		
		会員数（名） （注）	前事業年度末比（名）	前事業年度末比（％）
フィットネス部門		100,230	8,140	+8.8
	スイミングスクール	23,452	1,077	+4.8
	テニススクール	11,485	204	+1.8
	その他のスクール	6,397	△53	△0.8
スクール部門合計		41,334	1,228	+3.1
合 計		141,564	9,368	+7.1

（注）平成26年3月31日現在、在籍されている会員数です。

(3) 地域別売上高

地域別 (施設数)			当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		備考
			金額(千円)	前事業年度比(%)	
埼玉県	合計	(2施設)	929,387	△1.8	
千葉県	合計	(2施設)	1,191,082	△0.3	
東京都	合計	(15施設)	6,630,840	△0.8	(注) 2
神奈川県	合計	(8施設)	4,666,304	+8.6	
静岡県	合計	(1施設)	408,908	△2.5	
愛知県	合計	(1施設)	813,265	△2.9	
	合計	(29施設)	14,639,788	+1.8	

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 上記の表には、本社1施設(東京都)の売上高を含んでおります。

3【対処すべき課題】

(1) 経営理念

当社は「スポーツクラブ事業を通じて人々に健康であることの「喜び」「大切さ」を啓蒙し人々の“健康”と“生きがい”創造に貢献する」ことにより、顧客や社会と共に栄え成長していくことを責務と考えております。

そのために、当社は「顧客満足を感動と喜びに変える」を経営理念として掲げ「顧客が望んでいたもの、あるいは望んでいることに気が付いていなかったもの」、「能動的参加の場（スイミング大会等）」を最適のタイミングで提供し顧客の「感動」を創出してまいりたいと考えております。

当社はこの経営理念を全従業員に啓蒙し質の高いサービスを提供していくことにより、収益性の向上と成長性を実現し企業価値の一層の向上に努めてまいります。

(2) 会社の対処すべき課題及び中期的な経営戦略

我が国経済は一部持ち直しの動きがみられるものの電力価格の高騰及び消費税率引上げに伴う消費者マインドの低下等、景気が下押しされるリスクもあり不透明な状況が続くものと考えております。

一方、当スポーツクラブ業界は我が国の人口構造の高齢化もあり、国民の健康に関する関心は依然として高く、厳しい経営環境が続く中でも緩やかな回復に向かうものと考えております。

このような状況の中、当社は「顧客満足を感動と喜びに変える」という経営理念に基づき、全社員が顧客目線に立ってマーケットニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供に取組んでまいります。

① 会員定着率の向上

会員定着率の向上を図るためには、従業員一人ひとりが一定水準以上のサービスレベルを維持し、向上させることが重要であると考えております。そのためには、専門的な知識の習得による技術指導力の向上だけでなく、会員との密なコミュニケーションや施設運営における基本的な動作の徹底が必要であります。

更なるサービスレベルの向上を目指すため、社内研修等の体制を強化し人材の育成に注力してまいります。

② 新規出店の強化

従来の店舗開発並びにこれまでの規模及び形態にとらわれない店舗の開発を行うため、情報収集と提案力を強化し、新規出店用地の確保に注力してまいります。

③ 商品開発の強化

国民の健康に対する関心が高まる一方、様々なサービスの出現により顧客のニーズは細分化が進んでいると考えております。これらのニーズに的確に対応するため、当社はお客様へのメニューの拡充を積極的に図ってまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項については、当事業年度末（平成26年3月31日）現在において当社が入手可能な情報等に基づいて判断したものであります。

(1) 経済状況について

高齢社会を背景に、国民医療費や福祉関連など、健康に関わる社会的コストの増大が続く一方で、国民の健康への関心は高まっており、スポーツクラブの社会的役割は引き続き拡大していくものと思われます。しかしながら、景気の悪化等により個人消費が低迷するような場合は、スポーツクラブへの支出が優先的に抑えられるおそれがあります。その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 新規出店について

新規出店の際のオープン前経費につきましては、全て発生した期に計上しております。そのため、多くの新規出店を行った場合、経費が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) リニューアル工事について

当社は店舗のクオリティを維持することにより、新規入会者の獲得及び会員定着率向上を図るため、計画的にリニューアル工事を実施しております。しかしながら、競合店の状況等を踏まえリニューアル工事を実施する店舗が同時期に集中した場合や、断続的にリニューアル工事が必要となった場合、経費が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 敷金・保証金について

当社が賃貸借契約により差し入れている敷金・保証金の残高は当事業年度末で4,336百万円となっております。万一賃貸人の財政状況が悪化し、敷金・保証金の回収が不能となった場合、賃料との相殺や担保権実行による回収ができない範囲で貸倒損失が発生し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合店の出店について

スポーツクラブの商圈は、施設からの距離・時間によってほぼ決定され、一定の範囲に限定されております。従って、当社の店舗と同一商圈内に、競合するスポーツクラブが新たに出店した場合、商圈内の需要を分け合ってしまう、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 競合サービスの影響について

国民の健康への関心が高まっておりますが、それに対応して様々なサービスも出現しております。サービスの中には、通販ビジネスにおける健康器具販売、トレーニングビデオ販売、トレーニング等ができるゲーム機器販売等、健康増進やダイエット等の観点から、当社の事業と競合するものがあります。今後、消費者の関心が競合サービスにより一層流れた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 有利子負債残高の影響について

当社は、新規出店にあたっては、敷金・保証金のほか当社負担の工事等の設備投資が必要となり、その殆どを借入金にてまかなっております。当事業年度末の有利子負債残高（リース債務を除く）は8,625百万円となっております。総資産に占める有利子負債の割合は49.6%となっております。そのため、今後金利が上昇した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報について

当社は、業務遂行上の必要性から、多くの個人情報を取り扱っております。これらの個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、関係する諸法令の遵守と適正な取扱の確保に努めており、社内諸規程等を定めたうえ、社員の教育・啓蒙を行い、顧客の権利利益の保護を図っております。

しかしながら、不測の事態により、万一個人情報が外部へ漏洩した場合、当社の信用の失墜等をよび、それに伴う売上高の減少や損害賠償費用の発生等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 施設内での事故

施設内で事故が発生した場合、当社は賠償請求を受ける可能性があります。当社は施設内で発生する事故に関し、賠償責任保険に加入しておりますが、保険金額を超える請求がなされた場合、当該超過額については、当社が負担することとなります。また、当該事故の発生により、当社のブランドイメージが毀損し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 天災地変等

当社の店舗は首都圏に集中しているため、首都圏で地震や風水害等の天災地変等が発生した場合、多くの施設で営業ができなくなるおそれがあります。その場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 親会社グループとの関係について

① 資本関係について

当事業年度末（平成26年3月31日）現在、野村不動産グループの持株会社である野村不動産ホールディングス(株)は、当社の発行済株式総数の54.02%を保有する親会社であります。

② 取引関係について

当事業年度における当社と野村不動産グループ各社との主な取引関係は以下のとおりです。

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	事業上の関係	取引の内容	取引金額 (千円)
親会社の子会社	野村不動産(株)	—	施設の賃借	賃借料の支払 (注) 2	253,172
親会社の子会社	野村ビルマネジメント(株)	—	施設の管理委託	管理委託料の支払 (注) 3	235,434
親会社の子会社	野村アメニティサービス(株)	—	施設の清掃委託	清掃委託料の支払 (注) 4	3,768

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等は含んでおりません。

- 野村不動産(株)と店舗3店（「メガロス緑山倶楽部」「メガロス横濱店」「メガロス相模大野店」）の建物賃貸借の取引があります。賃借料は、不動産鑑定士の鑑定価格や、市場価格を参考に両社で協議の上決定しています。なお、「メガロス緑山倶楽部」は平成25年12月に閉鎖し、平成26年1月に建物賃貸借取引は終了しております。
- 野村ビルマネジメント(株)とは店舗24店の施設管理業務の取引があります。管理委託料は、野村ビルマネジメント(株)との間に締結した管理委託契約に基づき、同業他社の管理委託料との比較の上、決定しています。なお、野村ビルマネジメント(株)は親会社の子会社である野村リビングサポート(株)と合併し、平成26年4月より野村不動産パートナーズ(株)となりました。
- 野村アメニティサービス(株)とは店舗1店および本社の清掃業務の取引があります。清掃委託料は、野村アメニティサービス(株)との間に締結した清掃業務委託契約に基づき、同業他社の清掃委託料との比較の上、決定しています。

③ 人的関係について

当社は、経営体制や監査機能の充実を図るため、野村不動産ホールディングス(株)より非常勤取締役1名(同社取締役吉田祐康)及び、非常勤監査役1名(同社監査役栗原洋二)を招聘しております。なお、常勤監査役吉岡茂明は野村不動産ホールディングス(株)の非常勤監査役を兼務しております。

当社と野村不動産ホールディングス(株)との関係は以上のとおりですが、いずれも当社の自由な営業活動や経営判断に影響を与えるものではなく、かつ野村不動産グループ内に競合する会社也没有せん。当社は野村不動産グループ各社から独立しており、独自に事業運営を行ってまいります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在（平成26年3月31日）において当社が判断したものであります。

1. 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しており、重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況、1 財務諸表等、(1) 財務諸表、重要な会計方針」に記載しているとおりであります。この財務諸表の作成にあたっては一定の会計基準の範囲内で見積りがなされ、引当金の計上等の数値に反映されております。これらの見積りについては、必要に応じて見直しを行っておりますが、不確実性があるため、実際の結果が見積りと異なる場合があります。

2. 当事業年度の経営成績の分析

売上高は、前事業年度に比べ1.8%増加し、14,639百万円となりました。これは主にメガロス相模大野店及びデイオス24成増店の新規出店によるものであります。

売上原価は、前事業年度に比べ2.3%増加し、12,721百万円となりました。これは主に会員獲得のための広告宣伝費の増加及び水道光熱費の継続的な単価上昇、また、メガロス相模大野店及びデイオス24成増店の新規出店に伴う開業経費の負担及び既存店3店舗のリニューアル実施によるものであります。

販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ14.9%増加し、1,586百万円となりました。これは主に新プログラムの開発及び指導者育成等を集約するためメガロス恵比寿店を本社直轄としたこと、及び前事業年度に設置した店舗設備の維持管理業務並びに顧客対応業務を強化するための部門が通期稼働した結果、本社の人件費及び不動産費が増加したことによるものであります。

この結果、営業利益は前事業年度比41.2%減の332百万円、経常利益は前事業年度比53.0%減の170百万円、当期純利益は前事業年度比59.3%減の62百万円となりました。

3. 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の売上高は、会員からの会費収入に大きく依存しており、新規入会者の獲得及び会員定着率の向上により会員数を確保することが重要であります。その為に、既存店では定期的なリニューアル工事の実施や、質の高いサービスの提供を行うための人材の確保と育成に力を入れております。

また、売上を大きく伸ばしていくためには、新店の出店が欠かせません。情報力の強化を図り、厳選した立地に新規出店を継続してまいります。

4. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(資産)

当事業年度末（平成26年3月31日）における総資産は、17,388百万円となり、前事業年度末に比べ528百万円減少いたしました。これは主に、減価償却費が有形固定資産の取得を上回ったことにより、固定資産が減少したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における総負債は、12,511百万円となり、前事業年度末に比べ599百万円減少いたしました。これは主に、借入金を返済したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、4,877百万円となり、前事業年度末に比べ71百万円増加いたしました。これは主に、当期純利益を計上したことによるものであります。

(キャッシュ・フロー)

当事業年度末における現金及び現金同等物残高は、440百万円となり、前事業年度末に比べ112百万円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況、1 業績等の概要、(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

なお、自己資本比率、時価ベースの自己資本比率、債務償還年数、事業収益インタレスト・カバレッジ・レシオは以下のとおりであります。

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
自己資本比率 (％)	25.4	26.6	27.9
時価ベースの自己資本比率 (％)	22.7	30.1	32.1
債務償還年数 (年)	7.4	5.4	8.7
事業収益インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	1.9	2.5	1.6

①各指標の算式は以下のとおりです。

自己資本比率 : 自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額（期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後））／総資産

債務償還年数 : 有利子負債／営業キャッシュ・フロー

事業収益インタレスト・

カバレッジ・レシオ : (営業利益＋受取利息＋受取配当金)／支払利息

②有利子負債は、貸借対照表に計上されている短・長期借入金を対象としております。営業キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。また、支払利息については、損益計算書の支払利息を使用しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資額は総額580百万円であり、主な内訳は新規出店投資及び既存施設の改修投資等であります。なお、設備投資の総額には、敷金・保証金14百万円が含まれております。

平成25年12月に「メガロス緑山倶楽部（東京都町田市）」を閉鎖し、これらの資産を除却しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
			建物・ 構築物	車両運搬具・ 工具、器具及 び備品	リース資産	合計	
本社 (東京都渋谷区)	—	事務所	94,155	4,149	37,840	136,146	97 (1)
メガロス草加店 (埼玉県草加市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	142,696	5,617	4,058	152,373	22 (23)
メガロス大和店 (神奈川県大和市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	316,833	11,851	6,647	335,332	25 (18)
メガロス八王子店 (東京都八王子市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	271,523	6,142	6,072	283,738	23 (21)
メガロス立川店 (東京都立川市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	322,830	10,585	11,945	345,361	14 (19)
メガロス吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	225,290	5,534	8,557	239,383	11 (13)
メガロス横濱店 (神奈川県横浜市 保土ヶ谷区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	382,350	9,471	12,350	404,172	22 (21)
メガロス武蔵小金井店 (東京都小金井市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	387,438	10,542	8,779	406,759	19 (16)
メガロス神奈川店 (神奈川県横浜市神奈川区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	324,703	4,576	9,891	339,172	23 (20)
メガロス町田店 (東京都町田市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	384,938	10,194	8,552	403,684	18 (19)
メガロス柏店 (千葉県柏市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	1,000,831	12,946	18,111	1,031,889	21 (22)
メガロス田端店 (東京都北区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	313,617	4,456	4,814	322,888	12 (14)
メガロス調布店 (東京都調布市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	355,611	4,132	3,489	363,233	14 (13)
メガロス千種店 (愛知県名古屋市中千種区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	866,407	5,396	18,669	890,473	21 (20)
メガロスブラシア立川店 (東京都立川市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	331,864	3,529	—	335,394	11 (13)
メガロス本八幡店 (千葉県市川市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	282,657	3,316	3,676	289,650	12 (14)
メガロス綱島店 (神奈川県横浜市港北区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	408,628	5,207	11,482	425,317	18 (22)

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額 (千円)				従業員数 (名)
			建物・ 構築物	車両運搬具・ 工具、器具及 び備品	リース資産	合計	
メガロス錦糸町店 (東京都墨田区)	フィットネス部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	111,873	2,697	2,722	117,293	6 (5)
メガロス浦和パルコ店 (埼玉県さいたま市浦和区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	158,818	823	—	159,642	7 (7)
メガロス市ヶ尾オーキッド店 (神奈川県横浜市青葉区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	286,435	8,400	1,184	296,021	9 (12)
メガロス恵比寿店 (東京都渋谷区)	フィットネス部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	76,376	1,867	1,642	79,885	3 (4)
メガロスガーデン浜松店 (静岡県浜松市東区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	18,631	3,068	—	21,700	21 (14)
メガロス鷺沼店 (神奈川県川崎市宮前区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	958,262	11,859	1,860	971,982	11 (13)
メガロス三鷹店 (東京都武蔵野市)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	519,117	11,242	12,866	543,226	15 (14)
メガロス葛飾店 (東京都葛飾区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	429,662	17,165	375,104	821,933	13 (16)
メガロス上永谷店 (神奈川県横浜市港南区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	414,317	18,989	405,201	838,508	12 (13)
メガロス相模大野店 (神奈川県相模原市南区)	フィットネス部門 スクール部門 プロショップ部門	スポーツクラブ設備	535,199	36,183	58,375	629,758	14 (16)
ディオス24成増店 (東京都板橋区)	フィットネス部門	スポーツクラブ設備	43,253	4,596	8,557	56,407	2 (1)
合計			9,964,328	234,545	1,042,456	11,241,330	496 (404)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 設備の種類別の帳簿価額のうち「建物・構築物」は、建物、建物附属設備及び構築物の合計であります。また、上表には建設仮勘定は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、() 内に年間の平均人員（アルバイトについては、月間164時間換算）を外数で記載しております。
4. リース契約による主な賃借設備は下記のとおりであります。

名称	台数	リース期間	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
建物の一部、トレーニング機器他	各クラブ多数	主に建物は20年、 トレーニング機器 は5年	278,414	671,483

5. 当社はメガロス柏店、メガロス千種店及びメガロス鷺沼店については土地、その他の事業所はいずれも建物を賃借しており、当事業年度における賃借料の総額は2,665,985千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

平成26年3月31日現在において確定している主な投資計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		予定床面 積 (㎡)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手年月	完了予定 年月	
デイオス24鶴の木駅前店 (東京都大田区)	フィットネス部門	スポーツクラ ブ設備新設	71,310	8,000	自己資金	平成26年 4月	平成26年 5月	294

(注)投資予定金額には、敷金・保証金を含んでおります。

(2) 重要な設備の除却等

平成26年3月31日現在において、重要な除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成26年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,894,200	3,894,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式 単元株式数100株
計	3,894,200	3,894,200	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行いたしました新株予約権は、次のとおりであります。

①株式会社メガロス 2008年度第2回新株予約権(平成20年11月13日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日)
新株予約権の数(個)	90	90
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000	9,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり740 ただし、当該払込金額(以下「行使価額」という)は (注)1の定めにより調整を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年12月1日 至 平成27年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 924 資本組入額 462	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3のとおり	同左

②株式会社メガロス 2009年度第2回新株予約権（平成21年7月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	120	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,010 ただし、当該払込金額（以下「行使価額」という）は（注）1の定めにより調整を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月3日 至 平成28年8月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,269 資本組入額 635	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

③株式会社メガロス 2010年度第2回新株予約権（平成22年7月28日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	130	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,000	13,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,093 ただし、当該払込金額（以下「行使価額」という）は（注）1の定めにより調整を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月23日 至 平成29年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,312 資本組入額 656	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

④株式会社メガロス 2011年度第2回新株予約権（平成23年7月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	130	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,000	13,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,105 ただし、当該払込金額（以下「行使価額」という）は（注）1の定めにより調整を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月22日 至 平成30年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,340 資本組入額 670	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

⑤株式会社メガロス 2012年度第2回新株予約権（平成24年7月25日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	240	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	24,000	24,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,196 ただし、当該払込金額（以下「行使価額」という）は（注）1の定めにより調整を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月20日 至 平成31年8月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,388 資本組入額 694	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

⑥株式会社メガロス 2013年度第1回新株予約権（平成25年7月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	79	79
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,900	7,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月19日 至 平成31年8月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,412 資本組入額 706	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5のとおり	同左

⑦株式会社メガロス 2013年度第2回新株予約権（平成25年7月24日取締役会決議）

	事業年度末現在 （平成26年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年5月31日）
新株予約権の数（個）	300	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000	30,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,488 ただし、当該払込金額（以下「行使価額」という）は（注）1の定めにより調整を受けることがある。	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月19日 至 平成32年8月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,683 資本組入額 842	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2のとおり	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3のとおり	同左

- (注) 1. 当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその発行する当社普通株式又はその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

前記のほか、当社は、株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

2. ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位（以下総称して「要件地位」という）にあることを要する。
- ②対象者は、新株予約権の行使時点で当社の就業規則に基づく論旨解職若しくは懲戒解職の決定又はこれらに準じる事由がないことを要する。
- ③対象者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、又はこれらに準じる理由による退任・退職であるときは、①にかかわらず、要件地位喪失日又は表中の「新株予約権の行使期間」（以下「権利行使期間」という）の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（但し、権利行使期間の満了日までとする）までに限り、新株予約権を行使することができる。
- ④対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が①及び②の条件を満たしていた場合、又は③に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる（当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という）。但し、権利承継者が行使することができる期間は、①及び②の条件を満たしていた場合は、対象者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（但し、権利行使期間の満了日までとする）までとし、③の場合は、対象者が③に基づき行使できるとされた期間と同一とする。
- ⑤権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
- ⑥対象者又は権利承継者は割当てを受けた新株予約権を2回を超える回数に分割して行使することができない。
- ⑦新株予約権1個の一部についての権利行使はできない。
- ⑧その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
3. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の行使時の払込金額」の行使価額に準じて決定された金額に、③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(1)に記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧新株予約権の行使の条件
前記(注)2に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得に関する事項
以下に定める議案を目的事項とする株主総会の招集を取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりこれを定める。
 - (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4)当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
 - (5)新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案
 - ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
4. ①新株予約権の割当てを受けた者(以下「対象者」という)は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の取締役、監査役、相談役、顧問、理事、参与その他これらに準じる地位又は従業員の地位(以下総称して「要件地位」という)にあることを要する。
- ②対象者が要件地位を喪失した場合、①にかかわらず、要件地位喪失日又は表中の「新株予約権の行使期間」(以下「権利行使期間」という)の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(但し、権利行使期間の満了日までとする)までに限り、新株予約権を行使することができる。
 - ③対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が①の条件を満たしていた場合、又は②に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権を行使することができる(当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という)。但し、権利承継者が行使することができる期間は、①の場合は、対象者死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日(但し、権利行使期間の満了日までとする)までとし、②の場合は、対象者が②に基づき行使することができることとされた期間と同一とする。
 - ④権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。
 - ⑤対象者又は権利承継者は割当てを受けた新株予約権を1回に限り行使することができるものとし、これを複数回に分割して行使することはできない。
 - ⑥新株予約権1個の一部についての権利行使はできない。
 - ⑦その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、表中の「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - ④各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額を1円とし、これに③に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(1)に記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
 - ⑧新株予約権の行使の条件
前記（注）4に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得に関する事項
以下に定める議案を目的事項とする株主総会の招集を取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりこれを定める。
 - (1)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (3)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (4)当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案
 - (5)新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案
 - ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)	16,400	3,816,400	4,977	1,425,177	4,977	1,125,177
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)	13,900	3,830,300	6,263	1,431,441	6,263	1,131,441
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注)	17,500	3,847,800	8,465	1,439,906	8,465	1,139,906
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注)	46,400	3,894,200	27,990	1,467,896	27,990	1,167,896

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	2	3	46	2	1	3,162	3,216	－
所有株式数 （単元）	－	18	6	21,395	16	3	17,501	38,939	300
所有株式数の 割合（％）	－	0.05	0.02	54.94	0.04	0.01	44.94	100	－

（注）自己株式208株は、「個人その他」に2単元及び「単元未満株式の状況」に8株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
野村不動産ホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	2,103,600	54.02
ジャフコV2共有投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	520,000	13.35
メガロス従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿南二丁目4番4号	270,800	6.95
高越 忠尚	神奈川県茅ヶ崎市	32,800	0.84
木皿儀 邦夫	東京都日野市	29,100	0.75
ジャフコV2-R投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	24,000	0.62
株式会社ジャフコ	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	16,800	0.43
ジャフコV2-W投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	11,200	0.29
水谷 賢治	奈良県奈良市	8,900	0.23
池上 義明	神奈川県川崎市	7,000	0.18
計	—	3,024,200	77.66

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 200	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,893,700	38,937	同上
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	3,894,200	—	—
総株主の議決権	—	38,937	—

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式8株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社メガロス	東京都渋谷区恵比寿 南二丁目4番4号	200	—	200	0.01
計	—	200	—	200	0.01

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

①株式会社メガロス 2008年度第2回新株予約権（平成20年11月13日取締役会決議）

決議年月日	平成20年11月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 14
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況①」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②株式会社メガロス 2009年度第2回新株予約権（平成21年7月16日取締役会決議）

決議年月日	平成21年7月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況②」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③株式会社メガロス 2010年度第2回新株予約権（平成22年7月28日取締役会決議）

決議年月日	平成22年7月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況③」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④株式会社メガロス 2011年度第2回新株予約権（平成23年7月27日取締役会決議）

決議年月日	平成23年7月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況④」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤株式会社メガロス 2012年度第2回新株予約権（平成24年7月25日取締役会決議）

決議年月日	平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 13
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況⑤」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑥株式会社メガロス 2013年度第1回新株予約権（平成25年7月24日取締役会決議）

決議年月日	平成25年7月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況⑥」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑦株式会社メガロス 2013年度第2回新株予約権（平成25年7月24日取締役会決議）

決議年月日	平成25年7月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 3 従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況⑦」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	45	65,250
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	208	—	208	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益配分については、当該期の業績、今後の経営環境、設備投資計画などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスを考慮のうえ決定することを基本方針としております。内部留保資金の用途につきましては、将来における利益獲得のため、新規出店や既存営業店のリニューアル等への投資を図りたいと考えております。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、1株当たり中間配当金3.5円・期末配当金1円としております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成25年10月28日 取締役会	13	3.5
平成26年6月24日 定時株主総会	3	1

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	1,160	1,170	1,167	1,470	1,600
最低(円)	741	875	990	1,050	1,299

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	1,449	1,407	1,421	1,589	1,519	1,524
最低(円)	1,361	1,365	1,371	1,426	1,451	1,394

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	—	大橋 充	昭和36年10月17日生	平成8年10月 野村不動産㈱入社 平成18年4月 同社法人営業二部長 平成24年10月 同社秘書室長 平成24年10月 野村不動産ホールディングス ㈱秘書室長 平成26年4月 当社顧問 平成26年6月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 3	—
取締役	事業本部長嘱託・ 営業本部担当	萱野 宏一	昭和35年1月5日生	昭和58年4月 野村不動産㈱入社 平成21年4月 同社法人カンパニー商品販売 部長 平成22年12月 同社法人カンパニービルディ ング営業部長 平成24年4月 当社顧問 平成24年6月 当社取締役、管理本部長嘱託 平成26年4月 当社取締役、事業本部長嘱 託・営業本部担当（現任）	(注) 3	2,000
取締役	管理本部長嘱託	小林 利彦	昭和41年9月25日生	平成元年4月 野村不動産㈱入社 平成17年4月 野村不動産アーバンネット㈱ アセット営業本部営業一部長 平成18年4月 同社アセット営業本部コーポ レートパートナー事業部長 平成19年4月 野村不動産㈱総合企画室 平成19年4月 野村不動産ホールディングス ㈱総合企画部 平成24年4月 野村不動産投資顧問㈱投資運 用本部副本部長 平成24年6月 同社取締役 平成24年10月 同社取締役執行役員 平成26年4月 当社顧問 平成26年6月 当社取締役、管理本部長嘱託 （現任）	(注) 3	—
取締役	—	吉田 祐康	昭和37年8月8日生	昭和61年4月 野村不動産㈱入社 平成17年6月 同社総合企画室長 平成17年6月 野村不動産ホールディングス ㈱総合企画部長 平成21年4月 野村不動産㈱取締役兼執行役 員 平成21年6月 野村不動産ホールディングス ㈱取締役 平成24年4月 野村不動産㈱取締役兼常務執 行役員（現任） 平成24年5月 野村不動産ホールディングス ㈱取締役兼執行役員（現任） 平成24年6月 当社取締役（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	吉岡 茂明	昭和30年1月21日生	昭和54年4月 野村不動産㈱入社 平成13年4月 同社総務部長 平成15年6月 同社取締役 平成19年4月 同社常務取締役 平成20年4月 同社顧問 平成20年6月 同社監査役 平成20年6月 野村不動産ホールディングス ㈱監査役(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	(注) 2	—
監査役	—	栗原 洋二	昭和28年10月3日生	昭和51年4月 野村證券㈱入社 平成12年6月 野村不動産㈱取締役 平成12年6月 当社取締役 平成16年5月 野村不動産ホールディングス ㈱取締役 平成16年6月 野村不動産㈱常務取締役 平成19年6月 当社監査役 平成20年4月 野村不動産㈱取締役兼常務執 行役員 平成21年6月 当社取締役 平成23年10月 野村不動産投資顧問㈱取締役 社長 平成24年4月 野村不動産㈱監査役(現任) 平成24年6月 野村不動産ホールディングス ㈱監査役(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	(注) 2	—
監査役	—	小野 顕	昭和46年12月28日生	平成10年4月 東京弁護士会登録 平成10年4月 東京青山法律事務所(現東京 青山・青木・狛法律事務所) 参加 平成11年3月 沖信・石原・清法律事務所 (現スプリング法律事務所) 参加 平成18年1月 同パートナー弁護士(現任) 平成24年6月 当社監査役(現任)	(注) 2	—
監査役	—	折原 隆夫	昭和33年2月6日生	昭和55年4月 野村不動産㈱入社 平成11年6月 同社総合企画室長 平成16年10月 野村不動産ホールディングス ㈱総合企画部長 平成17年6月 野村不動産㈱取締役 平成17年6月 野村不動産ホールディングス ㈱取締役 平成20年4月 野村不動産㈱取締役兼上席執 行役員 平成21年4月 野村不動産㈱取締役兼常務執 行役員 平成21年6月 当社監査役 平成24年5月 野村不動産ホールディングス ㈱取締役兼執行役員 平成26年4月 同社顧問(現任) 平成26年4月 野村不動産㈱監査役(現任) 平成26年6月 当社監査役(現任)	(注) 4	—
計						2,000

- (注) 1. 監査役 吉岡 茂明、小野 顕及び折原 隆夫は、社外監査役であります。
2. 平成24年6月26日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
3. 平成26年6月24日開催の定時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。
4. 平成26年6月24日開催の定時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

以下のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、この有価証券報告書提出日現在のものを記載しております。

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの利益を考慮しつつ、長期的、継続的に企業価値を最大化するように統治されなければならないと考えており、収益力の向上を目指して事業を推進するとともに、透明性の高い経営体制の構築に努めております。

② 企業統治の体制の概要

イ 企業統治の体制の概要

・ 取締役会

取締役会は取締役4名で構成され、当社の重要事項を決定し、取締役の業務の執行状況を監督しております。なお、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

・ 監査役会

当社は「監査役制度」を採用しています。監査役会は監査役4名（うち社外監査役3名）で構成され、監査方針、業務の分担等の策定を行うとともに、その方針及び分担に基づき行われた監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行っております。

・ 経営協議会

当社は、全般的な重要事項を審議し、業務執行の意思統一を図る機関として、代表取締役社長、常勤取締役及び執行役員をメンバーとする経営協議会を設置しており、常勤監査役も出席しております。なお、当社における執行役員は従業員であり、従業員資格等級制度の最上位職層となります。

ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役設置会社であり、経営の監視は主として監査役により行われるべきであると考えております。監査役のうち半数以上を社外監査役とし、経営からの独立性を保ちつつ、的確な業務監査を実施できる体制としており、監査室及び会計監査人と連携を図りながら監査実務の実効性を高めております。また、リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立するとともに、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで取締役の職務の執行の監督を実効性あるものとしております。

ハ リスク管理体制、コンプライアンス体制の状況等

・ リスク管理体制

当社のリスク管理活動を推進するため、「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会運営規程」に則り、取締役社長、常勤取締役、本部長等をメンバーとするリスク管理委員会を設置しております。同委員会では、当社の企業経営及び事業展開に伴い遭遇するリスクに関し、発生前の予防、発生時の対応及び発生後の再発防止等について具体的な対応策を審議いたします。また、日常業務において発生する法的リスクに対するアドバイスを受けるため、外部の弁護士と顧問契約を締結しております。なお、リスク管理委員会は原則として月1回、必要あるときは臨時に開催し、審議内容を取締役会に報告しております。

・ コンプライアンス体制

当社では、法令や企業倫理の遵守等のコンプライアンスを経営の重要課題の一つとして位置付けております。コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員に対し総務部が中心となり、継続的な教育、啓蒙活動を推進しております。また、コンプライアンスに関する情報収集の観点から、従業員の内部通報窓口「リスクホットライン」を設置しております。

ニ 責任限定契約の内容の概要

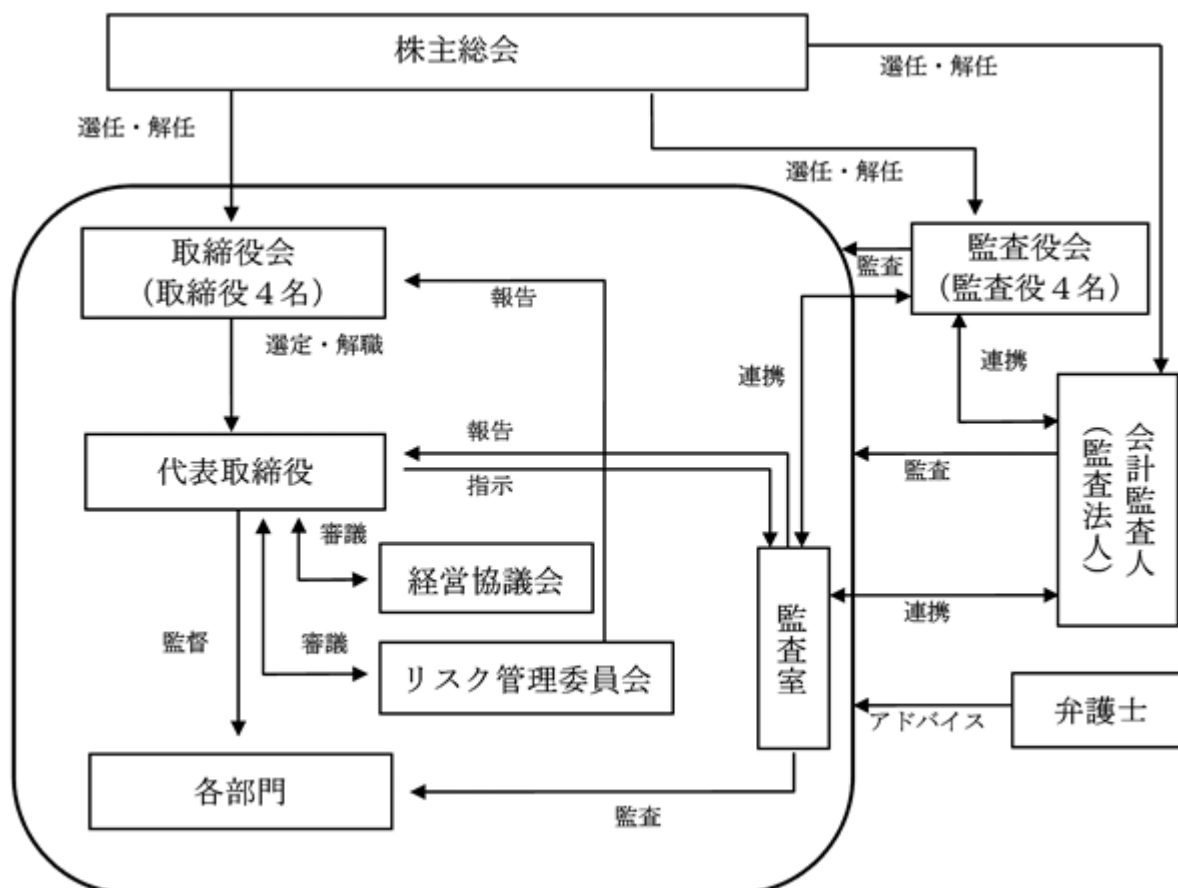
当社は、社外監査役である吉岡 茂明、小野 顕及び折原 隆夫の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に規定する金額の合計額となります。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行につきまして善意かつ重大な過失がないときに限られます。

イ 内部監査体制

当社では、内部監査部門として監査室（４名）を設置しており業務監査と内部統制を所管しております。監査室は、取締役社長直轄となっており、組織上の独立性を保っております。監査室は、定期的に監査役や会計監査人と連携を図りながら、会社業務全般を監査しております。

各監査役は、取締役会、経営協議会、リスク管理委員会に出席するほか、必要に応じて役職員に対して報告を求め、定期的に監査室や会計監査人と連携を図りながら、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役社長、常勤取締役、その他必要に応じて各部門長と意見交換を行っております。なお、監査役折原 隆夫は、財務に関する長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役小野 麗は弁護士士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制＞



④ 社外取締役及び社外監査役

社外取締役は選任しておりません。監査役3名が社外監査役であり、社外監査役と当社との間には特別の利害関係はございません。当社は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものを設けておりませんが、その選任に際しては、経歴及び資質を総合的に勘案の上、経営からの十分な独立性を有し、社外監査役としての職務を遂行できる知識、経験及び見識を有していると判断できる方を社外監査役として選任しております。

当社は監査役設置会社であり、経営の監視は主として監査役により行われるべきであると考えております。社外監査役による監査を実施しており、監査室及び会計監査人と連携を図りながら監査実務の実効性を高めております。また、リスク管理体制、コンプライアンス体制、内部監査体制を確立するとともに、各々について定期的に取締役会での報告を行うことで取締役の職務の執行の監督を実効性あるものとしております。なお、社外監査役の小野 顕は独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役3名の兼職する主な他の法人等及び役職は以下のとおりであります。

氏名	兼職する主な他の法人等及び役職
吉岡 茂明	野村不動産ホールディングス株式会社監査役 ※1 野村不動産投資顧問株式会社社外監査役 ※2
小野 顕	スプリング法律事務所パートナー弁護士
折原 隆夫	野村不動産ホールディングス株式会社顧問 ※1 野村不動産株式会社監査役 ※2 株式会社ジオ・アカマツ監査役 ※2 野村不動産パートナーズ株式会社社外監査役 ※2 野村不動産アーバンネット株式会社社外監査役 ※2

※1 当社の親会社であります。

※2 当社の親会社の子会社であります。

⑤ 役員報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	91	64	12	14	4
監査役 (社外監査役を除く。)	2	2	—	—	1
社外役員	23	20	—	3	3

- (注) 1. 平成18年6月29日開催の第18回定時株主総会決議により、取締役の報酬等の額は年額200百万円以内となっております。
2. 平成19年6月29日開催の第19回定時株主総会決議により、監査役の報酬等の額は年額50百万円以内となっております。
3. 社外役員が当社の親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額は30百万円であります。

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員報酬は、固定報酬である月次報酬と変動報酬である賞与及び株式関連報酬から構成されております。

賞与については、当該期の業績や業績への各人の貢献度を勘案して決定しております。

株式関連報酬としては、当社株主との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の増大を図ることを目的として、ストック・オプションを付与しております。行使価額(権利行使時の払込金額)を時価基準により決定する時価型ストック・オプションと行使価額を1株当たり1円とする株式報酬型ストック・オプションを併用しております。なお、株式関連報酬につきましては、監査役には支給しておりません。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、監査を受けるほか会計上の課題について随時協議、確認し、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤井 義博

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 竹之内 和徳

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

※同監査法人は、既に自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

また、監査業務に関わる補助者の構成については以下のとおりであります。

公認会計士3名 会計士補等5名

⑧ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

イ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を市場取引等により取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた資本政策を機動的に行えることを目的とするものであります。

ロ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ 取締役及び監査役の責任免除

当社では、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。さらに当社は、同法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について同法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件を変更した内容

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につきまして、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
27	—	27	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、監査法人等の行うセミナーに参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	328,021	440,694
預け金	28,857	32,738
売掛金	128,642	152,575
商品及び製品	151,886	120,135
前払費用	352,678	371,040
繰延税金資産	100,294	95,864
その他	7,945	4,392
貸倒引当金	△3,000	△5,600
流動資産合計	1,095,326	1,211,841
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,036,651	15,313,559
減価償却累計額	△4,870,994	△5,533,800
建物（純額）	10,165,656	9,779,759
構築物	458,329	463,231
減価償却累計額	△252,368	△278,662
構築物（純額）	205,960	184,569
車両運搬具	14,968	14,968
減価償却累計額	△14,392	△14,968
車両運搬具（純額）	575	0
工具、器具及び備品	1,165,499	1,195,275
減価償却累計額	△886,100	△960,729
工具、器具及び備品（純額）	279,399	234,545
リース資産	1,606,025	1,741,990
減価償却累計額	△518,318	△699,533
リース資産（純額）	1,087,707	1,042,456
建設仮勘定	—	1,050
有形固定資産合計	11,739,299	11,242,380
無形固定資産		
ソフトウェア	38,259	52,535
その他	43,201	36,659
無形固定資産合計	81,460	89,194
投資その他の資産		
敷金及び保証金	4,436,441	4,336,886
長期前払費用	210,328	190,570
繰延税金資産	340,279	304,198
その他	13,500	13,500
投資その他の資産合計	5,000,549	4,845,154
固定資産合計	16,821,310	16,176,730
資産合計	17,916,636	17,388,571

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	54,582	66,928
短期借入金	—	300,000
1年内返済予定の長期借入金	3,250,000	3,325,000
リース債務	149,550	139,252
未払金	613,870	582,750
未払費用	235,858	216,816
未払法人税等	117,700	76,713
未払事業所税	51,393	54,214
未払消費税等	171,192	52,496
前受金	475,215	489,957
預り金	43,287	20,992
賞与引当金	101,787	118,512
役員賞与引当金	23,300	17,000
商品割引券引当金	1,151	459
資産除去債務	12,000	-
リース資産減損勘定	30,045	30,045
その他	194	6
流動負債合計	5,331,128	5,491,144
固定負債		
長期借入金	5,725,000	5,000,000
リース債務	1,091,430	1,074,372
受入敷金保証金	63,102	63,102
資産除去債務	481,315	493,919
長期リース資産減損勘定	418,959	388,913
固定負債合計	7,779,807	7,020,307
負債合計	13,110,936	12,511,452
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,439,906	1,467,896
資本剰余金		
資本準備金	1,139,906	1,167,896
資本剰余金合計	1,139,906	1,167,896
利益剰余金		
利益準備金	2,140	2,140
その他利益剰余金		
圧縮積立金	329	254
繰越利益剰余金	2,189,331	2,211,601
利益剰余金合計	2,191,800	2,213,996
自己株式	△207	△273
株主資本合計	4,771,405	4,849,515
新株予約権	34,294	27,602
純資産合計	4,805,700	4,877,118
負債純資産合計	17,916,636	17,388,571

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高		
フィットネス売上高	13,611,151	13,889,805
商品売上高	771,034	749,983
売上高合計	14,382,186	14,639,788
売上原価		
フィットネス営業原価	11,872,142	12,167,243
商品売上原価		
商品期首たな卸高	171,207	151,886
当期商品仕入高	581,900	558,514
合計	753,107	710,400
他勘定振替高	※ 1 35,976	※ 1 36,076
商品期末たな卸高	※ 2 151,886	※ 2 120,135
商品売上原価	565,245	554,188
売上原価合計	12,437,387	12,721,431
売上総利益	1,944,799	1,918,356
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	85,662	90,061
役員報酬	78,900	87,200
役員賞与引当金繰入額	23,300	17,000
従業員給与賞与	513,494	580,727
賞与引当金繰入額	6,916	11,801
株式報酬費用	13,992	16,046
福利厚生費	121,747	141,247
旅費及び交通費	29,034	31,178
通信運搬費	29,525	32,225
器具・備品費	76,620	93,575
委託顧問費	157,831	159,481
不動産関連費	82,173	134,055
減価償却費	52,243	61,049
租税公課	42,914	44,621
貸倒引当金繰入額	2,773	5,600
貸倒損失	2,372	3,037
その他	60,768	77,444
販売費及び一般管理費合計	1,380,270	1,586,353
営業利益	564,528	332,003
営業外収益		
受取利息	26,009	22,859
補助金収入	5,435	20,780
その他	9,450	8,156
営業外収益合計	40,895	51,797

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外費用		
支払利息	229,586	209,948
固定資産除却損	11,843	2,495
その他	1,511	838
営業外費用合計	242,940	213,282
経常利益	362,483	170,518
特別損失		
減損損失	※ 3 49,296	-
特別損失合計	49,296	-
税引前当期純利益	313,186	170,518
法人税、住民税及び事業税	158,047	67,344
法人税等調整額	1,042	40,511
法人税等合計	159,090	107,855
当期純利益	154,096	62,663

【フィットネス営業原価】

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
区分	金額（千円）	構成比 （%）	金額（千円）	構成比 （%）
1. 従業員給与賞与	2,448,463	20.6	2,411,516	19.8
2. 賞与引当金繰入額	94,871	0.8	106,711	0.9
3. 販売促進費	611,200	5.1	652,905	5.4
4. 業務委託料	1,527,828	12.9	1,624,121	13.3
5. 不動産賃借料	2,508,405	21.1	2,536,166	20.8
6. 設備維持管理費	998,344	8.4	1,009,443	8.3
7. 水道光熱費	1,277,020	10.8	1,413,032	11.6
8. 減価償却費	1,031,260	8.7	991,703	8.2
9. その他	1,374,748	11.6	1,421,642	11.7
合計	11,872,142	100.0	12,167,243	100.0

（注）割合については、小数点第2位を四捨五入しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,431,441	1,131,441	2,140	—	2,081,596	2,083,736	△54	4,646,564
当期変動額								
新株の発行	8,465	8,465	—	—	—	—	—	16,930
圧縮積立金の積立	—	—	—	378	△378	—	—	—
圧縮積立金の取崩	—	—	—	△49	49	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△46,032	△46,032	—	△46,032
当期純利益	—	—	—	—	154,096	154,096	—	154,096
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△153	△153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	8,465	8,465	—	329	107,735	108,064	△153	124,840
当期末残高	1,439,906	1,139,906	2,140	329	2,189,331	2,191,800	△207	4,771,405

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	31,303	4,677,867
当期変動額		
新株の発行	—	16,930
圧縮積立金の積立	—	—
圧縮積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	—	△46,032
当期純利益	—	154,096
自己株式の取得	—	△153
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,991	2,991
当期変動額合計	2,991	127,832
当期末残高	34,294	4,805,700

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,439,906	1,139,906	2,140	329	2,189,331	2,191,800	△207	4,771,405
当期変動額								
新株の発行	27,990	27,990	—	—	—	—	—	55,980
圧縮積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—
圧縮積立金の取崩	—	—	—	△74	74	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△40,467	△40,467	—	△40,467
当期純利益	—	—	—	—	62,663	62,663	—	62,663
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△65	△65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	27,990	27,990	—	△74	22,269	22,195	△65	78,110
当期末残高	1,467,896	1,167,896	2,140	254	2,211,601	2,213,996	△273	4,849,515

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	34,294	4,805,700
当期変動額		
新株の発行	—	55,980
圧縮積立金の積立	—	—
圧縮積立金の取崩	—	—
剰余金の配当	—	△40,467
当期純利益	—	62,663
自己株式の取得	—	△65
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,692	△6,692
当期変動額合計	△6,692	71,418
当期末残高	27,602	4,877,118

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	313,186	170,518
減価償却費	1,083,504	1,052,752
減損損失	49,296	-
固定資産除却損	11,843	2,495
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,000	2,600
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,298	16,725
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	23,300	△6,300
受取利息及び受取配当金	△26,009	△22,859
支払利息	229,586	209,948
売上債権の増減額 (△は増加)	△8,225	△23,932
たな卸資産の増減額 (△は増加)	19,321	31,750
仕入債務の増減額 (△は減少)	△11,719	12,346
未払金の増減額 (△は減少)	73,258	11,900
未払費用の増減額 (△は減少)	15,910	△17,222
前受金の増減額 (△は減少)	43,939	14,742
未払消費税等の増減額 (△は減少)	171,192	△118,695
預り金の増減額 (△は減少)	574	△22,294
その他	62,406	△7,870
小計	2,048,069	1,306,603
利息及び配当金の受取額	3,180	3,529
利息の支払額	△231,929	△211,767
法人税等の支払額	△169,694	△107,920
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,649,627	990,444
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△799,702	△433,449
無形固定資産の取得による支出	△19,490	△37,518
敷金及び保証金の差入による支出	△76,940	△14,672
敷金及び保証金の回収による収入	141,653	133,923
その他	1	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△754,478	△351,716
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△500,000	300,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△174,322	△168,952
長期借入れによる収入	2,400,000	2,600,000
長期借入金の返済による支出	△2,650,000	△3,250,000
株式の発行による収入	5,929	33,430
自己株式の取得による支出	△153	△65
配当金の支払額	△46,032	△40,467
財務活動によるキャッシュ・フロー	△964,578	△526,055
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△69,430	112,672
現金及び現金同等物の期首残高	397,451	328,021
現金及び現金同等物の期末残高	※ 328,021	※ 440,694

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

建物は定額法を、建物以外は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物・・・2～47年

工具、器具及び備品・・・2～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4)商品割引券引当金

将来の商品割引券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来利用されることにより見込まれる費用発生額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の条件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(損益計算書関係)

- ※ 1 他勘定振替高は、主としてフィットネス営業原価に振り替えたものであります。
- ※ 2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う、簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1,423千円	1,246千円

※ 3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都	店舗	建物、 工具、器具及び備品、 その他	49,296

店舗については、キャッシュ・フローを生み出す最小単位で資産のグルーピングを行い、減損損失の判定を行っております。なお、本社については共用資産としております。

閉鎖の意思決定を行った店舗設備の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(建物47,557千円、工具、器具及び備品1,439千円、その他299千円)として特別損失に計上しております。

なお、店舗設備については、今後の営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ、減損対象資産の正味売却価額はないため、回収可能価額は零として評価しております。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式(株) (注) 1	3,830,300	17,500	—	3,847,800
合計(株)	3,830,300	17,500	—	3,847,800
自己株式				
普通株式(株) (注) 2	50	113	—	163
合計(株)	50	113	—	163

(注) 1. 発行済株式の増加17,500株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 自己株式の増加113株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	34,294
合 計		—	—	—	—	—	34,294

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,151	5	平成24年3月31日	平成24年6月27日
平成24年10月25日 取締役会	普通株式	26,880	7	平成24年9月30日	平成24年12月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	26,933	利益剰余金	7	平成25年3月31日	平成25年6月26日

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式（株）（注）1	3,847,800	46,400	—	3,894,200
合計（株）	3,847,800	46,400	—	3,894,200
自己株式				
普通株式（株）（注）2	163	45	—	208
合計（株）	163	45	—	208

（注）1. 発行済株式の増加46,400株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 自己株式の増加45株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当事業年度末 残高 （千円）
			当事業年 度期首	当事業年 度増加	当事業年 度減少	当事業年 度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	27,602
合 計		—	—	—	—	—	27,602

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	26,933	7	平成25年3月31日	平成25年6月26日
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	13,534	3.5	平成25年9月30日	平成25年12月6日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,893	利益剰余金	1	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	328,021千円	440,694千円
現金及び現金同等物	328,021	440,694

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、スポーツクラブ設備(建物、工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
(単位：千円)

	前事業年度(平成25年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
建物	2,571,438	1,905,720	479,050	186,666
工具、器具及び備品	34,000	29,592	-	4,407
合計	2,605,438	1,935,313	479,050	191,074

(単位：千円)

	当事業年度(平成26年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
建物	2,571,438	1,993,120	479,050	99,266
工具、器具及び備品	34,000	33,370	-	629
合計	2,605,438	2,026,491	479,050	99,896

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	112,858	116,561
1年超	671,483	554,922
合計	784,341	671,483
リース資産減損勘定期末残高	449,005	418,959

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
支払リース料	364,722	278,414
リース資産減損勘定の取崩額	30,045	30,045
減価償却費相当額	167,433	91,177
支払利息相当額	174,370	165,555

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年内	767,858	759,766
1年超	8,293,415	7,533,648
合計	9,061,274	8,293,415

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

賃貸人等に対し、契約締結時に敷金及び保証金を差し入れており、賃貸人等の信用リスクに晒されております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則5年以内)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

敷金及び保証金については、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※) 1	時価(※) 1	差額
(1) 敷金及び保証金	4,436,441	3,815,162	(621,279)
(2) 長期借入金(※) 2	(8,975,000)	(9,047,162)	(72,162)
(3) リース債務(※) 3	(1,240,980)	(1,240,587)	393
デリバティブ	—	—	—

(※) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※) 1	時価(※) 1	差額
(1) 敷金及び保証金	4,336,886	3,763,006	(573,879)
(2) 長期借入金(※) 2	(8,325,000)	(8,383,183)	(58,183)
(3) リース債務(※) 3	(1,213,624)	(1,214,623)	(999)
デリバティブ	—	—	—

(※) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

3. 流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産及び負債

(1) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、差入先ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項(デリバティブ取引関係)をご参照下さい。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
敷金及び保証金	121,639	796,718	1,455,299	2,062,784

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
敷金及び保証金	284,789	774,205	1,563,568	1,714,322

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後の返済予定額
前事業年度（平成25年3月31日）

	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	3,325,000	1,900,000	—	500,000	—
リース債務	111,114	87,178	56,597	29,542	806,997

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	1,900,000	2,600,000	500,000	—	—
リース債務	115,415	85,102	58,316	31,876	783,660

（有価証券関係）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	8,975,000	5,725,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	8,325,000	5,000,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	13,992	16,046

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額 (単位：千円)

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
—	188

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	付与対象者の区分及び人数	株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	付与日	権利確定条件	対象勤務期間	権利行使期間
株式会社メガロス 2008年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員14名	普通株式 32,000株	平成20年12月1日	権利確定条件は付 されていません。	対象勤務期間の定 めはありません。	自 平成22年12月1日 至 平成27年11月30日
株式会社メガロス 2009年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員12名	普通株式 27,000株	平成21年8月3日	同 上	同 上	自 平成23年8月3日 至 平成28年8月2日
株式会社メガロス 2010年度第1回 新株予約権	取締役3名	普通株式 7,900株	平成22年8月23日	同 上	同 上	自 平成23年8月23日 至 平成28年8月22日
株式会社メガロス 2010年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員12名	普通株式 28,000株	同 上	同 上	同 上	自 平成24年8月23日 至 平成29年8月22日
株式会社メガロス 2011年度第1回 新株予約権	取締役3名	普通株式 7,900株	平成23年8月22日	同 上	同 上	自 平成24年8月22日 至 平成29年8月21日
株式会社メガロス 2011年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員11名	普通株式 26,000株	同 上	同 上	同 上	自 平成25年8月22日 至 平成30年8月21日
株式会社メガロス 2012年度第1回 新株予約権	取締役3名	普通株式 7,900株	平成24年8月20日	同 上	同 上	自 平成25年8月20日 至 平成30年8月19日
株式会社メガロス 2012年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員13名	普通株式 28,000株	同 上	同 上	同 上	自 平成26年8月20日 至 平成31年8月19日
株式会社メガロス 2013年度第1回 新株予約権	取締役3名	普通株式 7,900株	平成25年8月19日	同 上	同 上	自 平成26年8月19日 至 平成31年8月18日
株式会社メガロス 2013年度第2回 新株予約権	取締役3名 従業員19名	普通株式 34,000株	同 上	同 上	同 上	自 平成27年8月19日 至 平成32年8月18日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	株式会社メガロス 2008年度第2回 新株予約権	株式会社メガロス 2009年度第2回 新株予約権	株式会社メガロス 2010年度第1回 新株予約権	株式会社メガロス 2010年度第2回 新株予約権	株式会社メガロス 2011年度第1回 新株予約権	株式会社メガロス 2011年度第2回 新株予約権
権利確定 前 (株)						
前事業年度末	—	—	—	—	—	23,000
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	23,000
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定 後 (株)						
前事業年度末	12,000	22,000	2,200	23,000	4,100	—
権利確定	—	—	—	—	—	23,000
権利行使	3,000	10,000	2,200	10,000	4,100	9,200
失効	—	—	—	—	—	800
未行使残	9,000	12,000	—	13,000	—	13,000

	株式会社メガロス 2012年度第1回 新株予約権	株式会社メガロス 2012年度第2回 新株予約権	株式会社メガロス 2013年度第1回 新株予約権	株式会社メガロス 2013年度第2回 新株予約権
権利確定 前 (株)				
前事業年度末	—	28,000	—	—
付与	—	—	7,900	34,000
失効	—	4,000	—	4,000
権利確定	—	—	7,900	—
未確定残	—	24,000	—	30,000
権利確定 後 (株)				
前事業年度末	7,900	—	—	—
権利確定	—	—	7,900	—
権利行使	7,900	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	7,900	—

②単価情報

	権利行使価 格 (円)	行使時平均株 価 (円)	付与日における公正 な評価単価 (円)
株式会社メガロス 2008年度第2回 新株予約権	740	1,451	184
株式会社メガロス 2009年度第2回 新株予約権	1,010	1,408	259
株式会社メガロス 2010年度第1回 新株予約権	1	1,335	983
株式会社メガロス 2010年度第2回 新株予約権	1,093	1,424	219
株式会社メガロス 2011年度第1回 新株予約権	1	1,351	1,033
株式会社メガロス 2011年度第2回 新株予約権	1,105	1,509	235
株式会社メガロス 2012年度第1回 新株予約権	1	1,396	1,096
株式会社メガロス 2012年度第2回 新株予約権	1,196	—	192
株式会社メガロス 2013年度第1回 新株予約権	1	—	1,411
株式会社メガロス 2013年度第2回 新株予約権	1,488	—	195

4. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	株式会社メガロス 2013年度第1回新株予約権	株式会社メガロス 2013年度第2回新株予約権
株価変動性 (注) 1	18.1%	18.5%
予想残存期間 (注) 2	3.5年	4.5年
予想配当 (注) 3	7円/株	7円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.25%	0.34%

(注) 1. 第1回新株予約権については付与日の直近の3.5年間、第2回新株予約権については付与日の直近の4.5年間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成26年3月期の予想配当によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(流動の部)		
繰延税金資産		
賞与引当金	38,679千円	42,190千円
未払事業税	13,630	9,819
未払事業所税	19,529	19,300
一括償却資産限度超過額	2,396	2,334
資産除去債務	4,560	—
減損損失	11,417	10,696
その他	10,081	11,523
繰延税金資産合計	100,294	95,864
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	100,294	95,864
(固定の部)		
繰延税金資産		
一括償却資産限度超過額	1,065	1,336
ゴルフ会員権評価損	5,121	5,121
資産除去債務	171,348	175,835
減損損失	301,463	260,024
その他	5,502	3,968
繰延税金資産小計	484,501	446,285
評価性引当額	△5,228	△5,228
繰延税金資産合計	479,273	441,057
繰延税金負債		
建設協力金評価差額	22,533	23,678
建物(資産除去債務)	116,268	113,038
その他	190	142
繰延税金負債合計	138,993	136,859
繰延税金資産の純額	340,279	304,198

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.9	11.0
住民税均等割	5.8	10.2
評価性引当額の増減	0.0	—
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	4.1
その他	0.1	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.8	63.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7,047千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

スポーツクラブ施設用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得後15年から47年と見積り、割引率は1.03%から2.33%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
期首残高	474,370千円	493,315千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,702	1,457
時の経過による調整額	10,966	11,146
見積りの変更による増加額(注)	1,276	—
資産除去債務の履行による減少額	—	△12,000
期末残高	493,315	493,919

(注) 前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

一部の店舗について閉鎖の意思決定を行ったため、原状回復義務の履行時期の見積りの変更を行い、これに伴う資産除去債務の増加額1,276千円を、見積りの変更による増加額として資産除去債務に含めて表示しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、注記の対象から除いております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）及び当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社はスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

スポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

スポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社はスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社はスポーツクラブ運営及びスポーツ用品等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高
役員	木皿儀邦夫	—	—	当社代表 取締役社長	（被所有） 直接 0.75	当社代表 取締役社長	ストック・オプションの 行使	19,251	—	—
役員	高越忠尚	—	—	当社 常務取締役	（被所有） 直接 0.84	当社 常務取締役	ストック・オプションの 行使	11,954	—	—

（注）取引条件及び取引条件決定方針等

上記のストック・オプション行使取引は、平成21年7月16日、平成22年7月28日、平成23年7月27日、平成24年7月25日開催の取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

前事業年度（平成25年3月31日）

（1）親会社情報

野村不動産ホールディングス㈱（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年3月31日）

（1）親会社情報

野村不動産ホールディングス㈱（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,240.08円	1,245.38円
1株当たり当期純利益金額	40.11円	16.19円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	39.84円	16.06円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	154,096	62,663
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	154,096	62,663
期中平均株式数(株)	3,841,809	3,869,433
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	26,017	32,365
(うち新株予約権)	(26,017)	(32,365)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	株式会社メガロス 2012年度第2回新株予約権(新株予約権の数280個) なお、概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	株式会社メガロス 2013年度第2回新株予約権(新株予約権の数300個) なお、概要は「第4 提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	15,036,651	324,899	47,990	15,313,559	5,533,800	709,624	9,779,759
構築物	458,329	4,902	—	463,231	278,662	26,293	184,569
車両運搬具	14,968	—	—	14,968	14,968	575	0
工具、器具及び備品	1,165,499	67,524	37,749	1,195,275	960,729	111,075	234,545
リース資産	1,606,025	136,244	280	1,741,990	699,533	181,476	1,042,456
建設仮勘定	—	1,050	—	1,050	—	—	1,050
有形固定資産計	18,281,474	534,621	86,020	18,730,075	7,487,694	1,029,045	11,242,380
無形固定資産							
ソフトウェア	464,124	30,050	—	494,174	441,639	15,773	52,535
その他	69,154	2,244	—	71,399	34,740	8,787	36,659
無形固定資産計	533,279	32,294	—	565,574	476,379	24,561	89,194
長期前払費用	336,204	10,217	10,495	335,926	145,356	29,975	190,570
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	メガロス武蔵小金井店（リニューアル工事等）	87,066千円
	メガロス町田店（リニューアル工事等）	77,285千円
	メガロス柏店（リニューアル工事等）	87,651千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	300,000	0.7	—
1年以内に返済予定の長期借入金	3,250,000	3,325,000	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	149,550	139,252	2.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	5,725,000	5,000,000	1.1	平成28年～平成30年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,091,430	1,074,372	9.3	平成27年～平成48年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	10,215,980	9,838,624	—	—

(注) 1. 「平均利率」は、期末の利率及び借入残高に基づき算定しております。なお、金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップ後の実質利率で記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,900,000	2,600,000	500,000	—
リース債務	115,415	85,102	58,316	31,876

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,000	5,600	3,000	—	5,600
賞与引当金	101,787	118,512	101,787	—	118,512
役員賞与引当金	23,300	17,000	23,300	—	17,000
商品割引券引当金	1,151	459	1,151	—	459

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

1 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	26,252
預金	
普通預金	414,441
小計	414,441
合計	440,694

2 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（千円）
三菱UFJニコス(株)	41,929
(株)ジェーシービー	30,290
(株)ジャックス	26,124
ユーシーカード(株)	19,531
GMOペイメントゲートウェイ(株)	6,854
その他	27,844
合計	152,575

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
128,642	1,794,269	1,770,336	152,575	92.07	28.60

3 商品及び製品

品目	金額（千円）
フィットネス関連商品	105,253
サプリメント関連商品	14,882
合計	120,135

② 固定資産
敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
竹生産業(株)	492,724
井上 二三	352,094
(有)立川みなみルネッサンス	318,333
(株)吉章	291,584
三菱UFJ信託銀行(株)	280,976
その他	2,601,172
合計	4,336,886

③ 流動負債
1 買掛金

相手先	金額（千円）
美津濃(株)	11,341
(株)MTG	10,085
(株)エスエスケイ	6,159
エスティースポーツ(株)	5,203
(株)ヒカリスポーツ	4,629
その他	29,508
合計	66,928

2 未払金

相手先	金額（千円）
(株)スイート・ピア	59,813
野村ビルマネジメント(株)	39,079
(株)アイアンドエス・ビービーディーオー	28,901
リコーリース(株)	12,569
(株)ステージゴルフアカデミー	12,291
その他	430,095
合計	582,750

3 前受金

区分	金額（千円）
フィットネス一括会費	288,834
フィットネス月会費	23,585
法人会費	27,606
その他	149,931
合計	489,957

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	3,579,520	7,305,656	10,989,573	14,639,788
税引前四半期(当期)純利益金額又は税引前四半期純損失金額(△)(千円)	△90,955	△33,693	111,382	170,518
四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	△66,215	△36,026	49,326	62,663
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	△17.15	△9.32	12.75	16.19

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)(円)	△17.15	7.80	22.03	3.43

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告 (http://www.megalos.co.jp/) なお、電子公告がやむを得ない事由によりできない場合は、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	1単元以上所有の株主に対し株主優待券3枚、2単元以上所有の株主に対し株主優待券6枚、3単元以上所有の株主に対し株主優待券10枚を年2回贈呈。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第25期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成25年6月26日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第26期第1四半期 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月13日関東財務局長に提出

第26期第2四半期 (自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月13日関東財務局長に提出

第26期第3四半期 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成25年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月24日

株式会社メガロス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内和徳 印

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガロスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メガロスの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メガロスの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社メガロスが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。